

令和元年度

幼児教育・保育無償化のしおり

令和元年 10月1日版



〒286-8585

成田市花崎町 760 番地（市役所 2 階）

成田市役所 健康こども部 保育課

電 話 0476 (20) 1607

F A X 0476 (33) 3665



成田市 HP へアクセス

※無償化に関する書類は、成田市ホームページからダウンロードできます。

成田市ホームページには、右上の QR コードおよび下記 URL からアクセスできます。

（成田市ホームページ https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00008.html）

【目次】

1. 幼児教育・保育無償化について … 1 ページ

2. 「基本の保育料」の無償化 … 2 ページ
幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用

3. 「幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育」の無償化 … 4 ページ
幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用

4. 認可外保育施設等の無償化 … 7 ページ
認可外保育施設、一時預かり事業、
病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用

5. 保育を必要とする理由と保育の認定期間及び必要書類 … 10 ページ

6. よくある質問 … 11 ページ

1. 幼児教育・保育無償化について

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの「基本の保育料」などが無償化されます。

※クラス年齢は、4月1日時点の年齢になります。

※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

ただし、幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化になります。

※0歳児クラスから2歳児クラスの子どもについては、住民税非課税世帯のみ対象になります。

幼児教育・保育無償化の対象

◎…全額無償 ○…月額上限あり ×…無償化対象外

	認可保育所等	新制度幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）		新制度未移行幼稚園		認可外保育施設等
		教育時間	預かり保育	教育時間	預かり保育	
全ての 3～5歳児クラス	◎	◎	○ 上限 11,300円 <要認定>	○ 上限 25,700円	○ 上限 11,300円 <要認定>	○ 上限 37,000円 <要認定>
住民税課税世帯の 満3歳児	×	◎	×	○ 上限 25,700円	×	×
住民税非課税世帯 の満3歳児	◎	◎	○ 上限 16,300円 <要認定>	○ 上限 25,700円	○ 上限 16,300円 <要認定>	○ 上限 42,000円 <要認定>
住民税非課税世帯 の0～2歳児クラス (満3歳児を除く)	◎	-	-	-	-	○ 上限 42,000円 <要認定>
住民税課税世帯の 0～2歳児クラス (満3歳児を除く)	×	-	-	-	-	×

<要認定>の部分については、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※満3歳児とは、3歳になった日から最初の3月31日までにいる子どもをいいます。

2. 「基本の保育料」の無償化

対象者

◆3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子ども

※年度途中で3歳になっても、当該年度中は2歳児クラスの保育料になります。ただし、幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）を利用する子どもについては、満3歳から対象になります。

◆0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども

対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所

対象になる費用

「基本の保育料」

※通園送迎費、給食費、行事費、時間外保育料など、実費として徴収される費用は、これまでどおり、保護者の負担になります。

◆新制度幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所

「基本の保育料」が0円になります。

◆新制度未移行幼稚園（新制度に移行していない私立幼稚園等）

幼稚園が定める「入園料」及び「保育料」（以下、保育料等）について、月額上限額25,700円まで無償化の対象になります。

※上限額を超えた場合の差額は、保護者の負担になります。

新制度未移行幼稚園に係る入園料の取扱いについて

入園料は、入園初年度において無償化の対象になります。その年度の在籍月数で除して月額に換算し、保育料と合計したうえで、無償化の月額上限額と比較します。

<例> 入園初年度 4月入園 在籍12か月の場合

入園料（年額）60,000円 保育料（月額）20,000円 の場合	① 入園料の月額換算額 5,000円（60,000円を12か月で除した額） ② 保育料 20,000円 ① + ② = 25,000円【月額】 ⇒【月額】25,000円と【上限額】25,700円を 比較して低いほうの額25,000円を無償化
---	---

必要な手続き

<認定の受け方>

◆新制度幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所

「基本の保育料」の無償化について、手続きは必要ありません。

◆新制度未移行幼稚園（新制度に移行していない私立幼稚園等）

「子育てのための施設等利用給付認定」を受けるための手続きが必要です。下記の必要書類を保育課に提出してください。

必要書類

◆預かり保育を利用しない、又は「保育を必要とする理由」に該当しない場合

【新1号認定（満3歳児～5歳児クラス）】

- ・子育てのための施設等利用給付に係る認定申請書

◆預かり保育を利用し、「保育を必要とする理由」に該当する場合

【新2号認定（3～5歳児クラス）、新3号認定（住民税非課税世帯の満3歳児）】

- ・子育てのための施設等利用給付に係る認定申請書
- ・保育を必要とする理由を証明する書類

⇒詳細は「5. 保育を必要とする理由と保育の認定期間及び必要書類」を確認してください。

※後日、認定区分等が記載された「子育てのための施設等利用給付に係る認定通知書」が、成田市から送付されます。

<給付の受け方>

◆新制度幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所

成田市から利用施設へ、直接給付を行うため、保護者が「基本の保育料」を施設に支払う必要がなくなります。

◆新制度未移行幼稚園（新制度に移行していない私立幼稚園等）

保育料等について、無償化の月額上限額 25,700 円を限度として、成田市から利用施設へ、直接給付を行います。

保育料等の合計額が、無償化の月額上限額より低い場合は、保護者から利用施設への支払いはありません。無償化の月額上限額より高い場合は、その差額を保護者が利用施設へ支払います。差額がある場合の保育料等の支払いについては、各施設に確認してください。

※一部施設では、償還払い（保護者が利用施設へ保育料等を支払った後に、成田市から無償化分の給付を受ける方法）の場合があります。給付の受け方については、利用施設に確認してください。

3. 「幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育料」の無償化

対象者

- ◆3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どものうち、保育を必要とする理由があり、保護者が成田市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども
- ◆満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども）で住民税非課税世帯の子どものうち、保育を必要とする理由があり、保護者が成田市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども

対象施設

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

※利用する施設が、無償化給付の対象施設になるためには、施設等が所在する市区町村の「確認」を受ける必要があります。成田市に所在する施設等で「確認」を受けた施設については、成田市ホームページ（https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0134_00010.html）で確認できます。

対象になる費用

「預かり保育料」について、利用日数に応じた額（利用日数×450円）を限度に、

⇒ 3～5歳児クラス：月額最大 11,300円

⇒ 住民税非課税世帯の満3歳児：月額最大 16,300円 が無償化の対象になります。

※「預かり保育料」以外のおやつ代などは、無償化の対象外です。

無償化の対象になる「預かり保育料」の算定方法

- ・利用日数に応じて限度額は変動します。（利用日数×450円を限度）
- ・限度額と「預かり保育料」の支払額を月ごとに比較して、低いほうの額が無償化の対象になります。

<例>

【利用日数】 10日 【預かり保育料】 3,000円 の場合	【① 限度額】 4,500円 = 10日 × 450円 【② 支払った預かり保育料】 3,000円 ⇒ ①と②を比較して低いほうの額 3,000円を無償化 自己負担 0円
【利用日数】 20日 【預かり保育料】 12,000円 の場合	【① 限度額】 9,000円 = 20日 × 450円 【② 支払った預かり保育料】 12,000円 ⇒ ①と②を比較して低いほうの額 9,000円を無償化 自己負担 3,000円

必要な手続き

<認定の受け方>

「子育てのための施設等利用給付認定」を受けるための手続きが必要です。下記の必要書類を保育課に提出してください。

必要書類

- ・子育てのための施設等利用給付に係る認定申請書
- ・保育を必要とする理由を証明する書類

⇒詳細は「5. 保育を必要とする理由と保育の認定期間及び必要書類」を確認してください。

※後日、認定区分等が記載された「子育てのための施設等利用給付に係る認定通知書」が、成田市から送付されます。

※「基本の保育料」の無償化のため、新2号認定又は新3号認定を受けている場合、手続きは不要です。

<給付の受け方>

施設に預かり保育料を支払った後、保育課へ請求の手続きをしてください。保護者からの請求に基づいて、成田市から保護者へ、無償化の対象になる費用を支払います。

手続きのために、下記の必要書類を保育課の窓口までお持ちください。

必要書類

①子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費の請求書（預かり保育料の償還払い用）

利用施設から発行された「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証及び支援提供証明書」を参照して、保護者が記入し、提出してください。

※請求書の用紙は、保育課及び利用施設に設置します。また、成田市ホームページからもダウンロードできます。預かり保育料の無償化の対象になる方は必ず受け取ってください。

②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証及び支援提供証明書

利用施設から発行された原本を提出してください。

※原本は申請済みのスタンプを押して返却し、保育課にはコピーを保管します。

※その他の無償化の請求手続きにも使用しますので、返却後もお手元に保管してください。

請求のスケジュール

預かり保育料の支払いは3か月ごと（年4回）です。

下表の利用期間ごとに請求書を記入のうえ、必要書類を添えて、提出期限までに保育課の窓口までお持ちください。

預かり保育の利用期間	請求書の提出期限（目安）
第1期： 4月～ 6月分	7月20日まで
第2期： 7月～ 9月分	10月20日まで
第3期：10月～12月分	1月20日まで
第4期： 1月～ 3月分	4月20日まで

※支払いは、請求書の受理後1か月程度を目安とさせていただきます。

※令和元年度の請求は、【第3期：10月～12月分】の利用から対象になります。

4. 「認可外保育施設等の利用料」の無償化

対象者

- ◆3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どものうち、保育を必要とする理由があり、保護者が成田市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども
- ◆0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どものうち、保育を必要とする理由があり、保護者が成田市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども

※認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に在籍する子どもは対象外です。

※幼稚園に在籍する子どもは対象外です。ただし、幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育の提供時間などが次の①又は②に該当する場合、預かり保育の他、認可外保育施設等を併用した場合の利用料についても、幼稚園の預かり保育無償化部分と併せて、月額11,300円（住民税非課税世帯の満3歳児にあっては、月額16,300円）を限度に無償化の対象になります。

- ① 教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満である場合
- ② 年間（平日・長期休業中・休日の合計）の開所日数が200日未満である場合

※保育を必要とする理由が「育児休業取得」の場合、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用は対象外になります。

対象施設

- ・都道府県等に届出をした認可外保育施設（一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育施設等）
- ・一時預かり事業（保育所等で行っている一時保育等）
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

※利用する施設や事業が、無償化給付の対象施設になるためには、施設等が所在する市区町村の「確認」を受ける必要があります。成田市に所在する施設等で「確認」を受けた施設については、成田市ホームページ（https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0134_00010.html）で確認できます。

対象になる費用

「利用料」について、

⇒ 3歳児クラスから5歳児クラスの子ども：月額37,000円まで

⇒ 0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども：月額42,000円まで
が無償化の対象になります。

※対象施設（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）を複数利用した場合、それぞれの利用料を合計して算出します。

必要な手続き

「子育てのための施設等利用給付認定」を受けるための手続きが必要です。下記の必要書類を保育課に提出してください。

必要書類

- ・子育てのための施設等利用給付に係る認定申請書
- ・保育を必要とする理由を証明する書類

⇒詳細は「5. 保育を必要とする理由と保育の認定期間及び必要書類」を確認してください。

※後日、認定区分等が記載された「子育てのための施設等利用給付に係る認定通知書」が、成田市から送付されます。

給付の受け方

施設に利用料を支払った後、保育課へ請求の手続きをしてください。保護者からの請求に基づいて、成田市から保護者へ、無償化の対象になる費用を支払います。

手続きのために、下記の書類を保育課の窓口までお持ちください。

請求に必要な書類

◆認可外保育施設、ベビーシッター、保育園の一時預かり事業、病児保育をご利用の方

⇒以下の①、②の2点を、保育課に提出してください。

◆ファミリー・サポート・センターをご利用の方

⇒以下の①、③の2点を、保育課に提出してください。

①子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費の請求書（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業償還払い用）

利用施設から発行された「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証及び支援提供証明書」もしくは「活動報告書」を参照して、保護者の方がご記入いただき、ご提出ください。

※請求書の用紙は、保育課及び利用施設に設置します。また、成田市ホームページからもダウンロードできます。無償化の対象になる方は必ず受け取ってください。

②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証及び支援提供証明書

利用施設から発行された原本を提出してください。

※原本は申請済みのスタンプを押して返却し、保育課にはコピーを保管します。

③「活動報告書」(ファミリー・サポート・センターを利用した場合)

利用施設から発行された原本をご提出ください。

※原本は申請済みのスタンプを押して返却し、保育課にはコピーを保管します。

請求のスケジュール

支払いは3か月ごと(年4回)です。

下表の利用期間ごとに請求書を記入のうえ、必要書類を添えて、提出期限までに保育課の窓口までお持ちください。

施設・サービスの利用期間	請求書の提出期限(目安)
第1期: 4月～6月分	7月20日まで
第2期: 7月～9月分	10月20日まで
第3期: 10月～12月分	1月20日まで
第4期: 1月～3月分	4月20日まで

※支払いは、請求書の受理後1か月程度を目安とさせていただきます。

※令和元年度の請求は【第3期: 10月～12月分】の利用から対象になります。

5. 保育を必要とする理由と保育の認定期間及び必要書類

【保育を必要とする理由と保育の認定期間及び必要書類】

保育を必要とする理由	内容	保育の認定期間	必要書類
就労	月 60 時間以上の就労 (就労予定を含む)	小学校就学前までの範囲内で、保育の必要性が認められる期間	就労証明書
妊娠・出産	妊娠中又は 出産後間もない場合	出産予定日を基準とし 前後 2 か月間 ※多胎児の場合、 前 3 か月・後 2 か月	母子健康手帳(表紙と分娩予定日が記載されたページのコピー)
疾病・障がい	病気や負傷又は心身に障がいがある場合	対象者の傷病が治癒するまで	診断書(①障がい疾病用) 又は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し
介護・看護	長期にわたり看護又は介護を必要とする親族がいる場合	対象者の傷病が治癒するまで	介護(看護)状況申立書及び診断書(②介護看護付添用)又は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証のいずれかの写し
求職活動	認定基準を満たす仕事を探している場合	3 か月間	求職活動に関する申立書
就学・技能取得	学校教育法に規定された学校や職業訓練学校等に通学している場合	訓練・学校が修了する月の末日まで	入学許可証又は学生証 及び 時間割表(カリキュラム)
災害復旧	震災、風水害、その他の災害の復旧にあたって いる場合	その危難が去ったと考えられるまで (最長 6 か月間)	保育課にお問い合わせください。
DV・虐待等	保育課にお問い合わせください。		
育児休業取得	在園している場合	育児休業期間	就労証明書(育児休業期間が記載されているもの)

※就労証明書、診断書、各種申立書は、必ず成田市指定の様式を使用してください。

6. よくある質問

<認定について>

Q1. 申請書類はどこで受け取れますか？

A1. 保育課で受け取るか、成田市ホームページからダウンロードできます。

Q2. 書類はいつまでに提出すればいいですか？

A2. 施設の利用開始日までに提出してください。認定を受けずに施設を利用した場合、その間の利用については無償化の対象になりません。また、不足書類等があると認定ができませんのでご注意ください。

Q3. 祖父母と同居しているのですが、祖父母が働いていない場合は認定されませんか？

A3. 祖父母の就労状況等は、認定に影響しません。

Q4. 幼稚園に通っていますが、自分が新1号か新2号かわかりません。

A4. 保育を必要とする理由に該当しない場合、又は幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用しない場合は、新1号認定になります。

保育を必要とする理由に該当し、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合は、新2号認定になります。

※保育を必要とする理由は、父母どちらも必要です（ひとり親家庭の場合は、どちらかのみ）。

Q5. 新1号認定は、申請書に何を添付すればいいですか？

A5. 新1号認定の場合は、添付書類は不要です。申請書のみ提出してください。

Q6. きょうだいで幼稚園に通っています。就労証明書はそれぞれ1部ずつ必要ですか？

A6. きょうだいで在園している場合、就労証明書はコピーでかまいません。上の子に原本、下の子にコピーを添付してください。

Q7. 保育所等(又は児童ホーム)を利用しています。就労証明書等の再提出は必要ですか？

A7. 再提出が必要になります。手元にコピーがあれば、そのコピーでもかまいません。

＜給付・請求について＞

Q1. 申請書類はどこで受け取れますか？

A1. 【請求書】利用施設又は保育課で受け取るか、成田市ホームページからダウンロードできます。

【領収証・提供証明書】利用施設から発行されます。

幼稚園をご利用の方は全員に発行されます。発行日は幼稚園により異なりますので、各園に確認してください。

認可外保育施設等や保育園の一時預かり事業をご利用の方は、各施設に発行を依頼してください。依頼しないと発行されませんので、ご注意ください。

Q2. 書類の提出期限を過ぎた場合はどうなりますか？

A2. 提出期限は目安ですので、過ぎても提出できます。ただし、利用後2年間を過ぎると請求できなくなりますので、早めの手続きをお願いします。

なお、支払いについては、書類受付後1か月程度かかりますので、ご了承ください。

Q3. 請求書の記入の仕方がわかりません。

A3. 請求書の記載例を、請求書と併せて配布していますのでご参照ください。

又は、領収証・提供証明書等の添付書類を持って、保育課にお越しください。その際、印かんと振込口座がわかるものを持参してください。